

優先利用申込書（保育士等用）

（あて先） 保健福祉センター所長

※ 優先利用申込書（保育士等用）の内容について、就労先事業所に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

西暦・令和 年 月 日

住所	〒 _____
保護者氏名	_____
児童氏名	_____

児童の保護者が下記勤務先において保育業務に従事するため、大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱第7条の2に基づく優先利用を申し込みます。

なお、退職、内定辞退、就労条件の変更等により、利用開始前に下記対象者の条件を満たさなかった場合、利用内定を取り消されることについて異議はありません。

下記の者は、就労証明書のとおり、保育業務に ☐ 従事している・ ☐ 従事予定である ことを証明します。	
勤務（予定）者名	
勤務（予定）者職種 （○をつけてください）	・ 保育士 ・ 幼稚園教諭 ・ 小学校教諭 ・ 養護教諭 ・ 保健師 ・ 看護師 ・ 准看護師 ・ 特定理学療法士等
勤務先施設名称	
勤務先施設種別 （○をつけてください）	・ 保育所 ・ 認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型） ・ 小規模保育事業（A型・B型・C型） ・ 家庭的保育事業 ・ 事業所内保育事業（保育所型・地域型（A型）・地域型（B型））
証明年月日	所在地 _____
西暦・令和 年 月 日	事業者名 _____
	代表者職名・氏名 _____
	電話番号 _____

（注意事項）

○各資格の保有を証する書類（保育士証、看護師等の免許証、幼稚園教諭等の免許状等）の写しを添付してください。手続き中の場合は、各機関に申請済であることが分かる書類を提出してください。

○「特定理学療法士等」とは、内閣府令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等）において、保育士とみなすことができる理学療法士その他の専門職です。「特定理学療法士等」も、その資格を証する書類の写しの添付が必要です。なお、配置基準上、保育士とみなすために必要な経験等は、勤務先保育施設等において確認の上で証明してください。

○下記優先利用の条件の下で勤務しない場合は、優先利用による内定を取り消すことがあります。

○保育施設等の空き状況によっては、この優先利用申込によっても希望の保育施設等を利用できないことがあります。

○認可外保育施設、企業主導型保育事業、大阪市外の保育施設等の保育士等は、この優先利用の対象外となります。

（優先的な利用調整の対象者）

○申込児童の保護者のいずれかが保育士（地域限定保育士を含む）、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保健師、看護師、准看護師、特定理学療法士等のいずれかであること。

○大阪市内に所在する保育施設等（利用開始希望日までに設置予定のものを含む）で保育業務に従事すること。ただし、幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の場合は、小規模保育事業B型、事業所内保育事業（地域型）、小規模保育事業C型又は家庭的保育事業で勤務する場合を除き、保健師・看護師・准看護師・特定理学療法士等の場合は、小規模保育事業C型、家庭的保育事業で勤務する場合を除く。

○直接雇用により勤務する（月120時間以上勤務し、又は勤務する予定である場合に限る）こと。